

## 養老町申告相談のお知らせ

今年も町県民税および所得税の申告時期となりました。申告は、正しく税金を計算し、納めるための手続きです。申告期限近くになると、会場が大変混み合いますので、早めの準備と申告をお願いします。

申告には『利用者識別番号』が必要です。既に取得している人は番号がわかるもの(税務署が発送する『確定申告のお知らせ』や『利用者識別番号等の通知』など)をお持ちください。まだ取得していない人は会場で職員が取得しますのでご安心ください。

### ◎申告会場

#### 今年も「養老町役場」に申告会場を開設します。

**場 所** 町役場 4階大会議室(高田798番地)  
**開設期間** 2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜日、祝日を除く)  
**時 間** 9時～16時

対象地区	月 日	対象地区	月 日
高田・室原	2月17日(火)・3月2日(月)	池辺	2月24日(火)・3月6日(金)
広幡・上多度	2月18日(水)・3月3日(火)	笠郷	2月25日(水)・3月9日(月)
小畑・多芸	2月19日(木)・3月4日(水)	全地区	2月16日(月)・26日(木)・27日(金)
養老・日吉	2月20日(金)・3月5日(木)		3月10日(火)・11日(水)・12日(木)・13日(金)・16日(月)

※初日は大変混みあいますので、できるだけ地区ごとの指定日の来場にご協力ください。

※地区ごとの指定日に都合のつかない人は、申告期間中に都合のつく日にお越しください。

※この期間は、町役場1階税務課窓口では申告に関する相談を受け付けしません。申告会場へお願いします。

- 事業所得や不動産所得がある人は、収支内訳書を準備してください。
- 医療費控除を受ける人は医療費の明細を作成してください。
- 確定申告書は名古屋国税局業務センターへ直接郵送してください。
- e-Taxでの確定申告書提出にご協力ください。
- 申告に関する詳しい内容は広報「養老」2月号でお知らせします。

#### ○町の申告会場では下記①～⑩に該当する申告は受け付けていません。

税務署の確定申告会場(大垣市情報工房)で申告してください。(次ページ参照)

- |   |                    |
|---|--------------------|
| ①令和8年度(令和7年分)以外の申告                            | ⑥雑損控除の申告           |
| ②青色申告   | ⑦繰越控除の申告           |
| ③消費税・贈与税の申告                                   | ⑧初めての住宅借入金等特別控除の申告 |
| ④土地・建物や株式などの譲渡所得の申告<br>(国・県・町に土地・建物を売った場合を除く) | ⑨準確定申告(亡くなった人の申告)  |
| ⑤分離課税の申告                                      | ⑩その他内容が複雑な申告       |

#### 【町・県民税の電子申告について】

令和8年度申告分(令和7年分の収入に対する申告分)から町・県民税の電子申告が開始されます。スマホやパソコンから、マイナンバーカードを利用してeLTAXのホームページ、マイナポータルおよび町ホームページを經由して町・県民税の申告手続きが可能となります。詳細はeLTAXホームページをご確認ください。

eLTAX(エルタックス)：地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用し、地方税における手続きを電子的に行うシステムです。